

## 総務企画局総合計画策定推進本部設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 市政運営の基本的な方針や政策の基本方向を明らかにするため、本市の総合的な計画（以下「総合計画」という。）の企画及び立案を行うに当たり、総務企画局所管事業の検討を行い、並びに総合計画に基づく総務企画局所管事業を推進するため、総務企画局総合計画策定推進本部（以下「局本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 局本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）総合計画の企画及び立案を行うに当たり、総務企画局所管事業の検討を行うこと。
- （2）総合計画に基づく総務企画局所管事業の進行管理に関すること。
- （3）総合計画に基づく総務企画局所管施策の調整に関すること。
- （4）前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第3条 局本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、総務企画局長をもって充てる。

3 副本部長は、総務企画局総務部長をもって充てる。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）秘書部長

（2）シティプロモーション推進室長

（3）都市政策部長

（4）東京事務所長

（5）公共施設総合調整室長

（6）コンプライアンス推進・行政情報管理部長

(7) デジタル化施策推進室長

(8) 人事部長

(9) 行政改革マネジメント推進室長

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、局本部を代表し、局本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 局本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 局本部の庶務は、総務企画局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。